

(様式第4号) **上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会 会議概要**

1	審議会名	上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会
2	日 時	平成21年1月25日(日) 午前 10時30分から午後 15時30分まで
3	会 場	上田市役所 6階 大会議室
4	出席者	生田淳一委員、井出操委員、大塚貢委員、荻原寿恵委員、木口博文委員 小林正幸委員、佐藤恵子委員、塩澤好太郎委員、竹内充委員、立堀欣司委員 土屋勝浩委員、土屋猶子委員、中澤信敏委員、橋詰真由美委員、原有紀委員 増沢延男委員、丸山かず子委員、宮尾秀子委員、宮田保委員、山野井智子委員 若林利治委員 【欠席委員】石坂陽子委員、片桐久委員、田口一朗委員、宮島国彦委員 森田小百合委員
5	アドバイザー	岩崎恭典四日市大学教授
6	市側出席者	大沢政策企画局長、関まちづくり協働課長、細川市民協働政策幹 小宮山地域協働担当係長、銭坂主任
7	公開・非公開等の別	公開・一部公開・非公開
8	傍聴者 6 人	記者 2 人
9	会議概要作成年月日	平成21年1月30日

協 議 事 項 等

1	開 会 (関まちづくり協働課長)
2	あいさつ (大沢政策企画局長)
3	正副会長選出 (1) 選出方法について 第1回検討委員会会議資料2、資料1 (事務局) この検討委員会の要綱第5条に、「正副会長の選出は互選による」とされていますので、皆様の協議により選出してください。 (事務局) 議題9で詳しく説明しますが、この検討委員会を進めていくにあたって事務局で提案する組織イメージは資料1のとおりです。 (事務局) 会長の役割として、検討委員会の代表であり、委員会を主催します。また、議事の進行と全体会での意見の集約を図っていただきます。 (2) 正副会長の選出 委員同士の互選での協議の結果正副会長は以下のとおり。 会長：木口博文委員 副会長：土屋勝浩委員、原有紀委員
4	正副会長就任あいさつ 選出協議内において意思表示があったため割愛。
5	地方自治の要点について 資料2 説明 (事務局) (事務局) 長野大学の安井先生、久保木先生に講義していただいた内容を、論点に沿って参考書形式にまとめたものをお配りしました。今後分科会で検討をしていく際の参考書としてご活用ください。 (事務局) 今回は「地方自治の要点」をお配りし、次回以降、議会・首長についての参考書として「地方自治の要点」をお渡しする予定です。
6	自治基本条例論点の項目別条例体系について 資料3 説明 (事務局)

(事務局)他市で検討されている一般的な自治基本条例の項目に対応して、上田市にはどの項目でどのような条例があるのかを一覧表にしたものです。

(事務局)今後、分科会等で検討していく中で、上田市の状況を知る資料としてお使いください。なお、各条例の設置目的等については追って資料提供する予定です。

## 7 アドバイザー紹介(関まちづくり協働課長)

(事務局)自治基本条例に関わる自治の仕組みや法令等につきましては、長野大学の安井先生、久保木先生にアドバイザーとしてお願いしているところではございますが、具体的な策定に当たっては他市での策定経験豊かな岩崎先生にアドバイスをいただきたいと考えております。

### 【アドバイザー紹介】

四日市大学 総合政策学部教学部長 岩崎恭典 教授

京都出身、早稲田大学 大学院政治学研究科 自治行政専修修了

宇都宮大学、信州大学非常勤講師などを経て、現在は四日市大学 総合政策学部教学部長として学生の指導にあたる

専門分野 地方自治、都市政策、市民参加論、コミュニティ論

・地域自治組織・地域協働などについて研究。

社会活動 ・千葉県我孫子市・東京都新宿区・尾鷲市各情報公開・個人情報保護審査会委員

・滋賀県米原市行財政改革委員会会長

・千葉県我孫子市・三重県四日市市行政評価委員会委員

・関西広域機構地方分権改革推進本部有識者会議委員

・総務省合併アドバイザー

・日本地方自治学会理事 など

自治基本条例との関わり

・伊賀市自治基本条例検討委員会委員長

・千葉県我孫子市自治基本条例策定委員会副委員長

・亀山市まちづくりの基本を定める条例検討委員会委員長

・鈴鹿市自治基本条例庁内検討ワーキング・グループアドバイザー

・伊賀市自治基本条例推進研究会アドバイザー など

### 【講演内容】

自治基本条例の必要性についての再確認

先進市での検討方法・取り組み等の紹介

今後検討を進めていく上でのアドバイス など

### 【質問】

(委員)自治基本条例の効果はすぐに出るものでないし、分かりづらいと思いますが、この条例の必要性をどう伝え、どう共有していったら良いか。

(講師)確かに他市で検討した際も具体的な効果を示しづらいということは議論になりました。自治基本条例はすぐに効果が出る劇薬ではなく、漢方薬と同じで体質を改善するというものだと思います。まずは、それをどのようにして伝えていくか検討委員会で十分に議論すると共に、例えば広報部会などを検討委員会内に組織して、市民の意見を聞く方法をメインの仕事として議論するという方法があります。検討委員会は市民の代表で組織されていますから、各委員が自分の関わっている団体へ報告し意見交換をする、市内の様々な集まりに出向いて行って意見を集めてくるなどの取り組みも良いと思います。

(委員)合併をして市が大きくなると中心部と周辺部が出来てしまう。そこで、地域にある地域協議会の活動が大変重要になると考えています。この地域協議会を市がどのように支援していくかが問題になるとは思いますが、他市の状況はどうですか。

(講師)例えば伊賀市では小学校区ごとに住民自治協議会を立ち上げていますが、その住民自治協議会の

設立や「まちづくり計画」の策定に支援は出しています。その他、まちづくり活動への支援制度として補助金があります。また、住民自治協議会は、様々な活動を行うために自治会や市民から費用を集め事業を行っています。最近では行政以外の様々な団体が助成金制度を持っています。そういった制度をうまく活用することも大切なことです。ただ、独自の取り組みについて、必要性はきわめて高くても従来の法律の枠組みでは出来ないことも出てくるでしょう。そうした事業で問題があった場合は責任の所在が問題になりますので、行政も支援に踏み出せないのが現状です。両者にとって苦渋の選択だと思えます。

(委員)協議会の活動に対して市民も負担をしているわけですね。市内で安全地図を作ろうとしてみたが、個人情報の関係でなかなか難しい。地図に住宅地図を使うと問題になるのか。また、青色回転灯パトロールをする自動車の購入はどうしているのか。

(講師)住宅地図は企業が作っているのだから、著作権の問題がある。地元で議論しながら新しく作っていくのが、作る過程で良いところ悪いところも分かり良いのではないかと。また、個人情報の保護もあるので助けられる立場の人を記入するより、積極的に情報提供できるところだけを示したほうが良いのではないのでしょうか。当事者主権という言葉がありますが、協働という意味でも、障害のある方やお年寄りなど助けたい方も議論に入っていくことが大切です。

車の購入は現時点では代表者名義で購入し、車検などの費用を団体が補填するケースが多い。しかし、問題も多いため十分協議する必要がある。そういう点では法整備も必要ですが、例えば地域協議会であればNPO、自治会であれば認可地縁団体の登録をすれば法人格を持つことが出来る。そういったことも考えて良いのではないのでしょうか。

(委員)最終的に条例を判断するのは議会だということですが、議会の理解を得られず、ここで議論したことが無駄になって欲しくないと思っています。議会も重要ですし、重視しなくてはならないと思いますし、自治基本条例の中で議会のことも含めていきたいと思っています。条例を策定していく上で、この検討委員会は議会とどのように関わりを持てばいいのでしょうか。

(講師)最終的にはこの検討委員会が議会をどのように考えるかだと思いますが、議会のことを議論しまとめていこうとした場合、条例に盛り込むかどうかの議論を議会に預ける方法と、検討委員会で議論した内容を議会とも共有し条例に盛り込むかどうか話合う方法とあると思います。議会はなにをしているのか分からないという議論になりがちですが、議員は私たち市民が選んでいるわけですから、それに影響される必要はないと思いますが、検討委員会として数回、お互いの意見は交換する機会があって良いと思います。それと共に、傍聴など、議員の活動を私たちも知る努力をしてみないといけないと思います。

(委員)アメリカのオバマ大統領登壇で国民が国に対して何が出来るのかという話題が出てきたこともあり、市政に対して市民が何か出来るのではという共通理解が出てきた傾向があると思う。そのような市政を始めている市があったら教えてください。

(講師)明確にそういう市政の方針を打ち出している市長は今のところいないと思います。これは分権改革の限界かもしれませんが、市民が仕事を担って、地方自治体が行わないといった事業には国はお金を出してくれません。だから補助金みたいな形で少しでも関わっていないと、なかなかそのように動けない状況があります。

(委員)市民の皆さんに様々な取り組みをしていただくことの大切さはすごく良く分かるのですが、条例を制定して、だたやりなさいといっても市民は動かないのではないかと。何かメリットのようなものを提示できればと思いますが、そのような例があれば教えてください。

(講師)狭い地域でなければ有効でない仕事というのは、60年前にはみんな地域住民が無償でやっていたわけです。これが60年たっている時間のなかで、小金が稼げるサービスになってきています。この小金になるということが重要で、小金になるからこそ、サービスの受け手は文句も言えるし、サービスをするほうは少し生きがいになるというメリットがあります。地域にとって役立つ取り組みを考えていく中で、補助金に頼ってしまいがちですが、補助金はいつかなくなってしまうものですから、外部の助成制度の活用はもちろんのこと、補助がある間に自分たちでお金が稼げるような

物にしていこうというのが、最近の市民活動に見受けられるようになって来ました。

## 8 自治基本条例の必要性と先進市の状況について

講師：岩崎恭典 教授

(内容は別紙)

## 9 分科会等の設置について 資料1、資料4、参考資料

説明(事務局)

(事務局)検討委員会を今後進めていくにあたっての、組織案は資料1のとおりで考えております。検討委員会の活動スケジュールや運営方針の企画調整及び市民意見の反映方法の検討のため運営委員会を設置したいと思います。その中に広報PR委員会を設置し、市民への周知方法の企画実施を担当します。運営委員会は正副会長と各分科会のリーダー、広報委員会の代表に団体推薦の委員を加えた10名程度を想定しています。

(事務局)また、現在行っているこの会議を全体会と位置づけ、論点を検討する分科会を設置したいと考えています。分科会案として資料4をお配りしておりますが、事務局からは3つの分科会をご提案させていただいております。資料4裏面には参考資料として他市の分科会の状況をお示ししています。地域の実情もありますので参考にご覧ください。

分科会A (市民の権利・義務、住民参加・協働、)

分科会B (情報公開・情報共有、議会の役割・議員の責務、最高法規性)

分科会C (執行機関、連携・協力)

(事務局)これから分科会で議論していただく中で、項目の加除もあると思います。分科会同士の話し合いや、全体会などでの調整で対応していきたいと考えております。(ここに挙げた論点だけに絞るものではない。)

(事務局)今回の委員会で、分科会の大枠(数・検討内容など)をご承認いただければ、次回までに分科会への参加希望と広報委員会への参加希望を募り、次回の委員会で分科会ごとの人数を皆さんで調整していただいた上で分科会に入っていきたいと考えています。

意見・質問

(委員)分科会で検討していくことは賛成。いくつか心配なことがある。条例の項目は全体会で決めたほうがいいのではないかと。自分が属していない分科会の内容をどのように把握するか。分科会のバランスはどうか。

(事務局) について、項目の決め方は、全体会で決めていただくことでいいと思います。ただ、いきなり全体会で議論するのでなく、まずは分科会で議論していただき、意見を全体会に諮っていくという方法がいいのではないかと思います。 について分科会は人数を絞って議論を深めるものであるため、各分科会での議論の内容を全体会で発表していただいて全体を調整していくことが必要になってくると思います。分科会のバランスについては、分かれて議論してみないと分からない部分もございますので、行っていく中で見直していきたいと考えています。

(委員)二つの分科会に同時に入ることも良いのではないかとと思うがどうか。また、長野県議会では議会条例を検討しているが、上田ではどうか。

(事務局)上田における議会条例の検討は正式には聞いていません。上田の議会には分権型自治特別委員会が設置されていますので、検討委員会での議論の内容は、分権型自治特別委員会に逐次お伝えしたいと考えています。そこから先どのようにお考えになるのかは、議会の側で判断していただけることだと思います。分科会に重複して属することについては、皆さんで議論していただければと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)所属は1つ決めて、それ以外の分科会にも自由参加できるようにしたらどうか。

(委員)メインを決めて、本人の意思で出たいといえれば、他でも意見をいえるという考え方でいいのではないかと。

- (事務局)委員の皆さんがこの提案で合意いただけるようであれば、そのようにしていきます。
- (事務局)分科会も傍聴可能としたい。オブザーバーが意見を述べられるようにしたい。(市民の声としての発言はあってもいいのではないか。)
- (委員)分科会にも事務局の出席はあるのでしょうか
- (事務局)必ず誰かは参加させますので、何かあれば使っていただければとおもいます。
- (委員)情報共有重要だと思う。何回分科会やったら全体会をやる等の決めは必要ではないか。また、いろんな議論の様子を知りたいし意見交換をするべきと考えるので、分科会の議事録が欲しい。
- (事務局)録音し議事録を皆さんに情報提供したいと思います。また、分科会と全体会の進め方などは運営委員会を組織して決めていただければと思います。委員の皆さんのご意見でこの会を進めていただきたいと思います。
- (委員)分科会の人数は8~9人でちょうどいいと思う。分科会の中で必要な条項(項目)が出てくると思うがそのときはみんなに諮って柔軟に入れていただきたい。
- (事務局)今上げている項目はあくまで一般的なものなので、上田市として必要かどうかを今後の議論で話し合っただけであればと思います。
- (委員)分科会と全体会は並行して行うのか。同時に行うのか、ランダムに行うのか。
- (事務局)事務局の案としては分科会を数回やったら全体会を行い、常に全体会で分科会の検討状況を把握できるようにしたいと考えている。
- (委員)全体会で議論する項目に入っている基本理念・基本原則などが話し合われて、初めて分科会での各項目を論じることができるのではないかと考えるので、突然分科会をやるのはいかがなものか。調整のための全体会は、事務局の考えでいいと思うが、理念を検討する全体会は最初に行ってしかるべきではないか。
- (委員)賛成します。分科会で話し合う前に今後の運営をどうして行くのかを含めて、運営委員会の運営方法など、方向性を全体会で確認しておいたほうがいいのではないか。
- (委員)運営委員会に分科会のリーダーが入るとなると分科会を先にやって、リーダーを決めなくてはいけない。けれども今後のことを運営委員会で決めるとなると役員が決まってないので先に進まなくなるのではないか。
- (事務局)事務局案としては、次回に全体会をお願いし、分科会の構成員を決めていただきたいと思います。同日、分科会にわかれてリーダーを決めていただき、全体会で発表し、運営委員会を開催していきたいと考えています。そこで各分科会の進め方と全体会の方針を決めていただき、実質的にスタートするという事を考えています。
- (委員)次回までに、フルセットにするかサブセットにするかのアンケートと、分科会の希望等をあらかじめ取っておいていただきたい。分科会の分け方についても意見があれば書いていただけたらいいのではないか。
- (事務局)おっしゃるとおりだと思います。原案をお示ししましたが、こうしたほうがいいのではないかとこの部分をアンケートでとっておいたほうが進みやすいと思いますので、ご意見を参考にアンケートを作成させていただきたいと思います。正副会長と相談して進めて生きたいと思います。
- (事務局)今回は、組織原案を元に、2月の全体会で分科会のリーダーを決めて、運営委員会を開催していくという方針でよろしいでしょうか。
- (委員)承認。

#### 10 次回開催について

2月中下旬を予定。

正副会長と協議のうえ通知する。

#### 11 閉 会